

令和2年度 飯塚市障がい者施策推進協議会 会議次第

日 時 令和2年7月9日(木)
午後3時～
場 所 飯塚市立岩交流センター

1 開会

- (1) 福祉部長あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 事務局職員紹介

2 会長、副会長の選出

3 第6期飯塚市障がい福祉計画及び第2期飯塚市障がい児福祉計画策定に関する諮問

4 計画の策定について

- (1) 計画策定の考え方及び計画の期間
- (2) 策定の方法及びスケジュール
- (3) 計画の構成

5 閉会

令和2年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

(五十音順、敬称略) 令和2年4月1日現在

番号	氏名	団体名	役職名	備考
1	石井 幸子	飯塚市小中学校長会	校長	
2	窪田 裕美	医療法人 社団豊永会 飯塚記念病院	ソーシャルワーカー長	※再任
3	熊井 信子	飯塚市民生委員児童委員協議会	理事	
4	許斐 孝史	社会福祉法人 佐与福祉会	管理者	
5	高橋 泰子	社会福祉法人 茜会	理事長	
6	田才 義克	飯塚市身体障害者福祉協会	理事	
7	中嶋 秀子	公募委員		※
8	八田 和典	飯塚公共職業安定所	所長	※
9	淵上 忠彦	社会福祉法人 穂波学園	理事長	
10	丸野 陽一	医療法人 陽山会 丸野クリニック	院長	
11	森嶋 光恵	嘉飯山地区精神障害者家族会 いずみ会	会長	※
12	諸岡 靖子	飯塚市手をつなぐ親の会	役員	
13	安永 勝利	部落解放同盟 飯塚市協議会	書記長	
14	渡邊 暁	近畿大学九州短期大学	准教授	
15	渡邊 倭子	公募委員		

※=新任

【 協議会事務局 】

飯塚市役所
社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
飯塚市新立岩5番5号
TEL 0948-22-5500 (内線1157) 向井、伊佐
FAX 0948-21-6356
E-mail shakai@city.iizuka.lg.jp

「第 6 期 飯塚市障がい福祉計画」及び「第 2 期 飯塚市障がい児福祉計画」策定の概要について

1 概 要

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 25 年 4 月 1 日施行。略して「障害者総合支援法」という）第 88 条において、「市町村障害福祉計画」として策定が義務付けられているもの
- ② 平成 28 年 6 月に公布された児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）により、児童福祉法第 33 条の 20 において、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられているもの。
- ③ 障害者総合支援法及び児童福祉法の主旨等を踏まえ定められた厚生労働省が示す基本指針に即して、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めるもの

2 計画の期間

3 年毎に更新されるものであり、令和 3 年度から 5 年度までとする。

3 策定の目的

障がい者の地域生活への移行や就労等にかかる令和 5 年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び相談支援並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援並びに本市における地域生活支援事業を提供するための体制の確保を図るもの

4 策定の方法

- (1) 本市におけるサービス支給実績等に基づく必要見込量の推計
- (2) 附属機関である飯塚市障がい者施策推進協議会への諮問
- (3) 飯塚市障がい者施策推進協議会における調査審議、意見答申
- (4) 計画素案に対する市民意見の募集
- (5) 市民意見への対応と計画最終案の策定

第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画の期間について

資料2

年度	H23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5	6											
国	→		障害者自立支援法(～平成25年3月)		←																				
	←												障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成25年4月～)												
	×		第3期障害福祉計画			×			第4期障害福祉計画			×			第5期障害福祉計画			←			第6期障害福祉計画			→	
	←								児童福祉法(平成30年度改正)		←			第1期障害児福祉計			←			第2期障害児福祉計			→		
飯塚市																									
障がい者計画(1)	第1期 (H18～23)		第2期 (H24～25)		第3期 (H26～R5)																				
障がい福祉計画(2)	第1・2期 (H18～23)		第3期 (H24～26)			第4期 (H27～29)			第5期 (H30～R2)			第6期 (R3～R5)													
障がい児福祉計画(3)									第1期 (H30～R2)			第2期 (R3～R5)													
<p>(1)障がい者計画・・・障害者基本法(第11条)に基づく、市町村が取り組むべき障がい者施策に関する基本的な考え方、方向性を総合的・体系的に示す計画～第3期飯塚市障がい者計画(平成26～35年度)</p> <p>(2)障がい福祉計画・・・障害者総合支援法(第88条)に基づく、障がい者の地域生活を支援するための障がい福祉サービス等の基盤整備等に係る具体的な方策と数値目標を設定する計画(計画期間3か年)</p> <p>(3)障がい児福祉計画・・・児童福祉法(第32条の20)に基づく、障がい児の地域生活を支援するための障がい福祉サービス等の基盤整備等に係る具体的な方策と数値目標を設定する計画(計画期間3か年)</p>																									

第6期 飯塚市障がい福祉計画・第2期 飯塚市障がい児福祉計画策定スケジュール(案)

		R2.4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			R3.1月			2月			3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
資料収集、 計画素案 の作成	各種サービス利用実績の集計等																																				
	各種サービス必要見込量の試算等																																				
	障がい児・者に関する各種統計データの収集																																				
	計画素案の作成・修正																																				
市民意見 募集(対:素 案)	実施準備(事前広報等)																																				
	素案公表、意見募集																																				
	結果集約、市民意見に対する回答作成																																				
	回答の公表																																				
計画書 印刷製本	印刷製本																																				
各種会議	障がい者施策推進協議会																																				
	【参考】第5期計画策定時(H29年度)における福岡県との調整 ●:ヒアリング(サービス必要見込量の中間集計等)																																				

- 第1回 諮問、方針、スケジュール等
- 第2回 計画(事務局案)、サービス等の必要見込量について
- 第3回 計画素案修正、進捗状況報告(第3期飯塚市障がい者計画、第5期飯塚市障がい福祉計画・第1期飯塚市障がい児福祉計画)
- 第4回 計画素案修正、市民意見募集について
- 第5回 計画素案最終とりまとめ、市民意見募集の結果・回答について

第5期(H30～R2)		第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(R3～R5)《案》 ～厚生労働省による基本指針に基づく～		第6期障がい福祉計画等に係る国の基本指針	
策定項目		策定項目		備考	期限・内容
章	内容	章	内容		
1	計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間等	1	計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間等		
2	各種統計資料(障がい者数等)	2	各種統計資料(障がい者数等)		
3	成果目標	3	成果目標		
	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行		(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行		
	① 地域移行者数		① 地域移行者数		令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
	② 施設入所者数		② 施設入所者数		令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減する。
	(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
	(3)地域生活支援拠点等の整備		(3)地域生活支援拠点等有する機能の充実		令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に少なくとも一つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討する。
	(4)福祉施設から一般就労への移行等		(4)福祉施設から一般就労への移行等		
	① 就労移行支援事業の利用者数		① 一般就労への移行者数	新規目標	令和5年度末までに令和元年度の移行実績の1.27倍以上とする。うち移行支援事業:1.30倍、就労A型:1.26倍、就労B型:1.23倍
	② 就労移行支援事業所の就労移行率		② 就労定着支援事業利用者	新規目標	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
	③ 就労定着支援による職場定着率		③ 就労定着支援による職場定着率	新規目標	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とする。
	(5)障がい児支援の提供体制の整備等		(5)障がい児支援の提供体制の整備等		
	① 児童発達支援センターの設置		① 児童発達支援センターの設置		令和5年度末までに各市町村(圏域設置可)に少なくとも一ヶ所以上設置する。
	② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		令和5年度末までにすべての市町村において利用できる体制を構築する。
	③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		令和5年度末までに各市町村(圏域設置可)に少なくとも一ヶ所以上確保する。
	④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	一部新規目標	令和5年度末までに各市町村(県が関与した上での圏域設置可)に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
			(6)相談支援体制の充実・強化	新規項目	令和5年度末までに各市町村(圏域設置可)で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。
			(7)障がい福祉サービス等の質の向上	新規項目	令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。
4	障がい福祉サービス及び相談支援について	4	障がい福祉サービス及び相談支援について		
	(1)障がい福祉サービスの必要量見込み		(1)障がい福祉サービスの必要量見込み	成果目標を達成するための活動指標	
	(2)相談支援の必要量見込み		(2)相談支援の必要量見込み		
	(3)必要な見込量の確保のための方策		(3)必要な見込量の確保のための方策		
5	障がい児通所支援及び障がい児相談支援について	5	障がい児通所支援及び障がい児相談支援について		
	(1)障がい児通所支援の必要量見込み		(1)障がい児通所支援の必要量見込み	成果目標を達成するための活動指標	
	(2)障がい児相談支援の必要量見込み		(2)障がい児相談支援の必要量見込み		
	(3)必要な見込量の確保のための方策		(3)必要な見込量の確保のための方策		
6	地域生活支援事業について	6	地域生活支援事業について		
	(1)実施内容		(1)実施内容		
	① 必須事業		① 必須事業		
	② 任意事業		② 任意事業		
	(2)必要量見込み		(2)必要量見込み	成果目標を達成するための活動指標	
	(3)必要な見込量の確保のための方策		(3)必要な見込量の確保のための方策		
7	計画の推進体制	7	計画の推進体制		
	(1)関係機関等の連携		(1)関係機関等の連携		
	(2)計画の進行管理		(2)計画の進行管理		
	(3)その他の事項		(3)その他の事項		

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3カ月後 69%、6カ月後 86%、1年後 92% (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について

- 成果目標①: 施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標②: 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標③: 地域生活拠点等が有する機能の充実
- 成果目標④: 福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標⑤: 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 成果目標⑥: 相談支援体制の充実強化等
- 成果目標⑦: 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- 活動指標の全体像